

## 廃棄物処理法に基づく行政処分を実施しました

令和7年9月24日に群馬県より、株式会社ジャパנקリーンに対する廃棄物処理法に関わる許可取消の行政処分が公表されました。本市は、株式会社ジャパנקリーンの役員が在籍する株式会社エコ・ディスタンスに対し、産業廃棄物処分業許可取消の行政処分を実施しましたのでお知らせします。

### 1 被処分者

(1) 住所 富士見町石井1659番地4

(2) 名称 株式会社エコ・ディスタンス 代表取締役 杉澤 養康

### 2 処分年月日

10月8日(水)

### 3 処分内容

産業廃棄物処分業許可(許可番号:前橋市第11420166200号)の取消

### 4 処分理由

被処分者の取締役が役員として在籍する株式会社ジャパנקリーンは、9月24日に群馬県知事から産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処理施設設置許可の取消処分を受けた。

このことにより、廃棄物処理法第14条第5項第2号二(同号イ(同法第7条第5項第4号ホ))に規定する欠格要件に該当することから、同法第14条の3の2第1項第3号の規定により、産業廃棄物処分業許可を取り消した。

### 本件に関するお問い合わせ先

#### 廃棄物対策課 審査係

電話 内線 / 2953

外線 / 027-898-5953